

平成 21 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ケアサプライ
代表者名 代表取締役社長 渡邊勝利
(コード番号 2393 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部長 大西研一
(TEL. 03-5251-3151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催の当社第11回定時株主総会に付議することを決議し、同株主総会において承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除及び決済合理化法施行後の株主権行使の手続に関する事項が株式取扱規則に定められていることを明確にする等、所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(2) 法令で定める監査役員数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を4年とするものであります。

(3) その他、条文の削除及び新設に伴い必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の効力発生日 平成21年6月25日

以上

現行定款	変更案
(株券の発行)	(削除)
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、 <u>新株予約権原簿並びに株券喪失登録簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿、 <u>新株予約権原簿並びに株券喪失登録簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。	3 当社の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> の作成並びに備置きその他の株主名簿 <u>及び新株予約権原簿</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第9条 当社の <u>株主権</u> の行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第11条～第14条 (条文省略)	第10条～第13条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。	第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

現行定款	変更案
<p>第16条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第31条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>第32条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>